

学校経営方針

枚市教育委員会の「学校園の管理運営に関する指針」に基づき学校経営方針を作成する。

I. 本年度の学校経営方針

日本国憲法、教育基本法の精神に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を図る。また枚市の教育理念である「夢と志を持ち、可能性に挑戦する枚方の子どもの育成」～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～を念頭におき、学校の経営方針を決定し、以下の学校教育計画を策定する。

〔学校教育目標〕

学びにむかいで、学びでつながり、学びとつながる児童の育成

(めざす学校像)

- 明るいあいさつと笑顔あふれる香陽小学校
- ・信頼される美しい学校
 - ・創造の笑顔かがやく学校
 - ・学ぶ喜びにあふれる学校

(めざす子ども像)

- ・自ら考え学ぶ子（豊かな心を持ち、自ら考え、自ら学ぶ子どもの育成）
- ・思いやりのある子（自分を大切にするとともに、友だちを大切にする子どもの育成）
- ・元気でたくましい子（心身ともに健康で、明るく元気にたくましく生きる子どもの育成）

(めざす教職員像)

- ・授業を創造し、学び続ける教職員
- ・子ども一人ひとりを大切にし、児童のよさを引き出す教職員
- ・いじめや不正を許さない高い倫理観・人権意識を持った教職員

【重点目標】

- 凡事徹底（あたりまえのことをあたりまえにする）
率先垂範（教師が、進んでお手本となる行動をする）
切磋琢磨（互いに協力し、互いに高みを目指して努力する）
相互扶助（ワンチームとして学校を創る）
徹底理解（授業で、わからせる。わからないまま帰さない）

【基本方策】

- ・確かな学力と自立をはぐくむ教育の充実
- ・豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- ・教職員の資質と指導力の向上
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- ・社会に開かれた学校づくりの推進
- ・学びのセーフネットの構築
- ・まなびを支える教育環境の充実
- ・東香里中学校区における小中一貫教育の推進

中学校区共通の「めざす子ども像」

- ・意欲を持って学習する子ども
- ・豊かな感性と思いやりのある子ども
- ・自分に自信を持ち、前向きに生きる子ども

2. 本年度の基本方策の具体化

I. 学習指導

- (1) 「確かな学力」の育成のため、学習規律の確立を基に習熟度別指導や T.T を取り入れた少人数指導の活用とともに、研究授業を柱とした校内研修を推進することにより授業方法の工夫・改善に取り組み、教員の授業力の向上をめざす。
- (2) 児童に「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を体感させることを大切にし、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていく。その中で、言語活用能の育成とともに、自ら学ぶ意欲、自学自習の力を育て、基礎学力の定着を図る。
- (3) 授業において言語活動を重視し、問題解決型学習、体験的な学習などを主軸に表現力、創造力、思考力、判断力を育成することをめざし、総合的な「生きる力」を身につけさせる。
- (4) 学習指導において発展的な学習や補充的な学習を取り入れることにより、少人数指導をより効果的に推進し、個に応じた教育に取り組む。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業、学習指導の在り方について研究を進める。
- (5) 全国学力・学習状況調査等や大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)の結果から児童の学力や学習状況を把握・分析し、学力向上委員会での継続した検討を行い、課題に正対した学力向上への取り組みを進める。
- (6) 学級担任制の弾力化、交換授業、学年合同授業、専科教員配置等により学習指導形態、方法のバリエーションを拡げることにより指導の充実を図る。また、教科等横断的な視点での教育内容等の組み立てを行い、学習の効果の最大化を図るカリキュラムマネジメントとを確立する。
- (7) 指導と一体化した評価の工夫とともに Plan-Do-Check-Action の PDCA サイクルを確立する。授業における「めあて」「ふりかえり」を確實に実施することにより、教員及び児童自身が学びを振り返り、到達点や課題を明らかにしながら、見通しをもって学習を進めることができるようとする。
- (8) 週1回、授業づくりに特化した学年会を実施し、各教科等の特質に応じた指導方法の充実改善を図る。

- (9) 自然体験や社会体験などの直接体験を重視し、「考える力」や「見通す力」「まとめる力」「伝える力」の育成を図る。また、日常生活との関連を意識しながら、その活用をめざす。
- (10) これまでの校内研究をふまえて、《身に付けた資質・能力を様々な課題解決に活かす力の育成》を重点目標として「学び合いが深まる課題設定」を全ての教科でめざすことにより未来に生きる児童に必要な学力の向上をめざす。
- (11) 基礎学力の定着をはかり、「家庭学習のてびき」の活用、「自主学習ノート」の取り組み、1人1台端末を積極的に活用し、授業と家庭のシームレスな学びの実現に向けた取り組みを充実させる。また学校と保護者との連携、協力のもとに家庭学習の定着を図り、自学自習力の育成に努める。
- (12) 超スマート社会に対応するため、国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進することで全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。また、児童がタブレット端末を安全にかつ安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育の取組を進める。
- (13) 外国語教育では、児童が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度をはぐくみ、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるように、4技能5領域をバランスよく育成する。
- (14) 我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財に親しむ機会の充実を行う。また諸外国の文化や習慣等についての理解を深める国際理解教育も推進する。
- (15) 国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるよう指導する、社会化において、国旗及び国家の意義等について適切に指導する。

2. 道徳教育

- (1) 学校教育活動全体を通して児童の道徳的判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図る。
- (2) 道徳の時間においては、道徳教育の目標に基づき、各教科や、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導により道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うようにする。
- (3) 道徳科の授業においては、道徳的諸価値について教材や体験等から考えたことを議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努める。

3. 特別活動

- (1) 望ましい集団活動やさまざまな体験活動を通して、調和のとれた心身の発達を図り、個性の伸長を図る。
- (2) 集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な活動を促すとともに、自ら学び、自ら考え、より良く問題を解決する力や能力を育成する。そのために、異年齢集団(縦割り)の活動の場を設定する。

4. 人権教育

- (1) 生命の大切さや他人を思いやる心など互いを大切にする態度や人格の育成等を目指す人権基礎教育に取り組む。そのために全教育活動を通して、人権教育を推進する。

- (2) 大阪府・枚方市の「人権教育基本方針」等に基づき、計画的・総合的に推進し、教職員自らが人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。また児童を権利の主体者として認めていくうとする「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、教育活動全般を通して、児童の権利を尊重する精神を徹底する。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がいのある者、性的マイナリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進する。
- (4) 児童虐待の防止については、児童がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築とともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め気になる児童に対しては家庭訪問を行う等、児童や保護者の状況把握と未然防止、早期発見・早期対応に努め。またその際、枚方市教育委員会や関係諸機関と連携を取り合い、組織的に迅速かつ適切に対応する。
- (5) ハラスメントについて、相談窓口の機能を充実し、枚方市教育委員会の『学校園におけるセクシャル・ハラスメント防止指針』等の趣旨を徹底するとともに研修を行う。
- (6) 性的マイナリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できる教育に努める
- (7) 平和教育の推進については、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、平和と安全の確保について、児童に主体的に考えさせる。
- (8) 心の教室相談員を活用し、心の相談室を設置して有効活用を図る。また、学級担任との連携強化、協力を推進し、必要に応じて、中学校配置のスクールカウンセラーとの連携も行っていく。

5. 支援教育

- (1) 障害のある児童の発達段階に応じた効果的な指導を実践し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を踏まえ、障害のある児童の社会参加を目指して、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての児童かともに育ち合うよう「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- (2) 障害のある児童の指導に対して全教職員が正しい理解を深め、校内委員会を活用し、支援教育コーディネーターを中心に全校的な支援体制づくりを行う。また、児童の障害の状況や保護者の願いをもとに新たに導入される教育支援ソフトを活用しながら「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画を作成、策定し、保護者との連絡、連携、協力を大切にしながら6年間の系統的、継続的な教育活動を推進する。
- (3) 学校教育におけるユニバーサルデザイン化を意識し、1人1人の状況に応じた適切な指導を行う。
- (4) ICT機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。
- (5) 自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努める。また、交流及び協働学習に実施にあたっては、必要となる合理的配慮の検討、提供と合わせ、教育過程上の位置づけや児童の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に取り組む。

6. 健康教育

- (1) 児童が生涯を通じて、心身の健康の保持・増進を図ることができる能力や態度を育成する。
- (2) 体力テストの結果や運動能力の実態を把握し、指導の改善に資するとともに、体力づくりに積極的に取り組む。
- (3) 食事、運動、休養・睡眠の「健康3原則」等の望ましい生活習慣を家庭・地域と連携して育成する。指導において『食に関する指導の手引き』等を活用する。

- (4) 食に関する指導について、食育全体計画を基にして、学校や家庭が連携、協力して推進する。また、給食アレルギー対応等、食品アレルギーに関する知識、対応について研修等を通じて教職員の共通理解を図る。
- (5) 感染症や食中毒の動向に十分留意し、学校医と連携し、衛生管理の徹底を図る。
- (6) ICT 等活用による心身の健康への影響を予防するため、ICT 機器の使用の仕方等について学校と家庭が連携して取り組む。

7. 安全教育

- (1) 不審者侵入防止に努め、不審者の侵入や事故等の際に『不審者侵入防止・危機管理マニュアル』に基づいて適切に行動できるように、教職員や児童に周知徹底を図る。
- (2) 災害や不審者等に備えた安全教育を充実し、家庭との連絡、登下校の安全確保等を含めた実践的な防災・防犯訓練等を実施するとともに、保護者や地域との連携を図りながら児童の安全を確保する。特に、防災・減災教育を重視して『地震に対する対応マニュアル』の策定を進めるとともに、地域自主防災会と連携し「防災意識の高揚を図る。また大地震発生時を想定して「児童引渡し訓練」を行う。
- (3) 児童に「自分の命は、自分で守る」ことの大切さを認識させるとともに、身を守る力の育成を図る。また、交通安全や不審者（防犯ホイッスルの使い方等）について児童集会等で指導を行う。
- (4) 交通安全教室等を通して、歩行時や自転車での交通事故防止のための正しい交通安全のルールを身につけさせる。
- (5) 交通安全や不審者対応、防災について、常時、保護者や地域と情報共有を行うことによって有効な連携と協力を推し進めていく。

8. 情報教育

- (1) 国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて、ICT 環境が教育現場に不可欠になることを強く意識し全ての教員が端末等を効果的に活用した授業等に積極的に取り組んでいく。
- (2) 情報セキュリティ対策実施手順書に基づき、個人情報の管理・保護等、情報モラルの育成とともに、適正な運用に努める。また、保護者や地域に対しても、個人情報保護の観点から、情報の管理、取扱い等、情報モラル普及の啓発を行う。
- (3) プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに推進に努める。

9. 図書館教育

- (1) 図書室の利用方法を工夫し、本好きの子どもを育てるとともに、読書力、情報活用能力向上の取組みを進める。
- (2) 読み聞かせ、読書活動、調べ学習を通して、図書室を有効に活用し、図書室や本を身近に感じる子どもを育てる。また、枚方市立図書館との連携を図るようにし、図書活用の幅を広げる取組みを推進する。（図書館見学や団体貸出の活用など）
- (3) 毎週水曜日、朝学習の時間に全校で読書タイムを設定し、読書ができる環境を整える。また、秋季には校内読書週間を設け、「読書ノート」への取組み等を通して読書活動を推進する。
- (4) 地域人材を活用して、定期的に読み聞かせを行う。また、クリスマス絵本展示など図書紹介の機会をもち、本との出会いの場、読書の世界を広げる。

10.環境教育

- (1) 環境に関する身近な課題や自然とのふれあい等を通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。また、市学校版環境マネジメントシステムS-EMSの取組を推進する。
- (2) 学習環境を整え、児童による校内美化点検を行うなど校内の美化活動を推進する。
- (3) 中学校区地域教育協議会の推進事業である地域清掃活動を全校体制のもとで実施する。

11.進路指導

- (1) 児童が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくことができる能力や態度を育成する。
- (2) 児童一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育の全体計画に基づき、自分の生き方を見つめ、夢を描いて自分の将来を考えられるようにする。また、中学校との連続性を意識しながらキャリア教育を進めていく。(キャリアパスポートを使用)

12.生徒指導

- (1) 児童一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図り、社会的資質や能力・態度を育成し自己実現への指導・支援を行うことにより児童のすこやかな成長を促す。
- (2) いじめ・不登校問題について、校内特別委員会を組織し、全教職員が一致協力した指導体制で指導の徹底を図る。いじめを発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込むことなく、組織に直ちに情報を共有する。また、不登校児童を出さない学校・学級づくりの研究や小中連携のさらなる充実と推進に努める。
- (3) 学期ごとに「友だちアンケート」を行い、児童の様子や状況を知るとともに、いじめの予防、早期発見、早期対応ができるようとする。
- (4) SNSの普及に伴い、情報モラルに係る携帯電話やスマートフォン等の使用に関する児童向け教室を4~6年生で実施し、情報機器の適切な使用方法やモラルについて指導する。
- (5) 心の教室相談員、中学校配置のスクールカウンセラー、市のスクールソーシャルワーカー(SSW)との連携・協力体制を整え、児童への教育相談を充実して児童理解と適切な対応に努める。
- (6) 各家庭及び地域諸団体(主任児童委員、民生委員・児童委員等)、大阪府や枚方市の関係諸機関(大阪府子ども中央家庭センター、枚方市子ども総合相談センター)と連携を行いながら、統合的、かつ適切な対応ができるようにする。
- (7) 中学校ブロック内での生徒指導交流により情報共有を推進し、児童や生徒の指導における小小及び小中の連携、協力した生徒指導体制を確立する。
- (8) 1人1台端末を利用し、児童の「心」と「体調」を入力する機会を1日1回設け、その可視化されたデータ等を参考に児童の些細な変化教職員で共有できるよう組織的な支援体制を構築する。

13.教職員の資質と指導力の向上

- (1) 教育公務員としての、服務規律の徹底を図るため、府教委の『不祥事予防に向けて』(チェックリスト)を活用した研修を継続して行う。特に、「教職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律」の公布に伴い、教職員等による児童生徒に対する性暴力の未然防止に向けた服務研修を徹底する。さらに、体罰防止根絶のため『枚方市生徒指導マニュアル』を活用し、日常的に自己点検に取り組む。

- (2) 教職員の長時間勤務の軽減に向けた取り組みを推進し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高めていく。さらに業務内容の見直しを行い教職員が児童に対する指導の時間を一層確保できるようにする。
- (3) 教育者としての使命を自覚し、専門的知識と実践力の向上を目指し、教職障害を通じて、自らの資質を高めるため、校内研修の充実とともに教育委員会が主催する研修に積極的に参加し、研修等に関する記録を作成する
- (4)これまで本校で培ってきた教育を継承するとともに、今日的な教育課題に対応するため、様々な分野、領域に対する研修の機会を設ける。
- (5)すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身につけられるよう努め、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行っていく。
- (6)教職員の評価・育成システムや授業アンケートを活用し、教員の資質の向上と学校教育活動の活性化を図る。また、経験年数の浅い教職員の育成に組織的に取り組む。（学校評価、授業評価による学校改善、授業改善に向けて）

| 4. 学校・家庭・地域社会の連携

- (1)学校、家庭、地域が一体となり、地域全体で子どもを育てる機運を高める。そのために、地域で子どもを育てることを目的にする地域教育協議会や『サタデー・あい』（枚方子どもいきいき広場）の活動を活発にしていく。
- (2)コミュニティスクールにおいて、教育活動。授業の参観や教職員等との対話・意見交換の機会を設け、活性化していく。
- (3)学校教育自己診断（学校アンケート）、授業アンケート等を通して、保護者の要望・意見等を、学校改善、授業改善に活用する。
- (4)学校ホームページやブログ等を有効活用し、積極的に学校の取り組みや子どもたちの状況等の情報の公開に努め、地域・保護者から信頼される学校園をめざす。

| 5. 幼保こ小連携・小小連携・小中一貫教育

（東香里中学校・春日小学校・香陽小学校・川越小学校・東香里小学校・香里敬愛保育所・藤田川保育所）

- (1)中学校校区共通理解のもと、発達段階に応じた「学習規律の確立」の定着を図っていく。
(小小間で連携・協力をを行い、中学校校区の共通課題に取組む)
- (2)「めざす子ども像」を共有しながら、学びの姿勢を育てる（学習規律の確立）とともに、中学校との「学びの連続性」を視点に連携カリキュラムの検証、活用を進める。また、学びの場としての学習環境の整備や「家庭学習の手引き」を配布することによって家庭学習に対して、家庭と学校が共通認識のもと、連携・協力を取り組む。
- (3)児童生徒レベル、教職員レベルでの連携や協力及び交流の場を設定して、小学校と中学校との小学校と幼稚園・保育所・こども認定園との段差、ギャップの解消に向けた取組みを進める。特に、教職員レベルでは、教科・領域指導、生徒指導、支援教育、学校事務についての連携を深める。
- (4)中学校区として地域コミュニティや保護者と連携して、大阪府の「こころの再生」府民運動を推進しながら《思いやり》や《規範意識》を育み「心の教育の充実」をめざしていく。
- (5)小中一貫教育推進コーディネーター、小中一貫教育推進員、幼保こ小連携推進員を中心にして、小中一貫教育、架け橋期のカリキュラム開発を推進する。小中合同による連携会議や夏季研修会を実施することによって「めざす子ども像」や中学校ブロックの共通課題に向けての取組みを深める。